

たばこ対策推進計画の主な変更のポイント

変更頁	変更箇所	考え方						
P4	3 計画期間について 「受動喫煙防止対策推進プラン」の統合検討について	・「受動喫煙防止対策推進プラン」について、 <u>中間評価時に、道内の受動喫煙防止対策の進捗状況を把握のうえ、本計画への統合を検討することを明記。</u>						
P12	【目標①】喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進の「主な取組」について	・「電子たばこ」に関し、 <u>厚生労働省HPにて注意喚起されていることなどを踏まえ、注意喚起を行う旨の記載を追加。</u>						
P12	【目標②】たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実について	<p>・国「健康日本 21（第 2 次）最終報告書」の記載を踏まえ（P348）現状と課題に「<u>オンライン診療など禁煙治療へのアクセス向上の必要性</u>」を追記。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">（参考）</td> <td style="padding: 2px;">禁煙治療医療機関</td> <td style="padding: 2px;">638 機関</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">（再掲） 遠隔治療実施医療機関</td> <td style="padding: 2px;">35 機関</td> </tr> </table> <p>・施策の方向性と主な取組に「<u>健診場面などあらゆる場面を活用したたばこをやめたい人に対するサポート体制を推進</u>」を追記</p>	（参考）	禁煙治療医療機関	638 機関		（再掲） 遠隔治療実施医療機関	35 機関
（参考）	禁煙治療医療機関	638 機関						
	（再掲） 遠隔治療実施医療機関	35 機関						
(P9)、 P13	【目標③】 <u>20 歳未満の者の喫煙防止の「主な取組」</u> について	<p>・民法改正にあわせ記載を修正（未成年→20 歳未満の者）</p> <p>・北海道受動喫煙防止条例（15 条 第一種施設における受動喫煙防止措置）に合わせ敷地内に喫煙場所を設置しない旨の記載を追記</p> <p>・「電子たばこ」に関し、<u>未成年者において、電子たばこを吸ったことのある者等が一定程度いること、電子たばこに関し、厚生労働省の注意喚起がされていることなどを踏まえ、注意喚起を行う旨の記載を追加。</u></p>						
(P9)、 P15	【目標⑤】 <u>家庭、職場、飲食店その他多くの人が利用する施設における受動喫煙ゼロの実現</u> 5 施策の方向性と取組について 「すこやか北海道 21」喫煙領域の目標	<p>・「現状と課題」の記載を<u>改正健康増進法及び条例の趣旨に合わせ、修正。</u></p> <p>・「主な取組」の記載を条例に基づき「<u>普及啓発</u>」、「<u>学習の機会の確保</u>」、「<u>事業者等への取組促進</u>」、「<u>実施状況調査</u>」に合わせ記載内容を整理。</p>						